誓　約　書

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

　当団体及び本誓約書記載の連帯保証人は、令和６年度スポーツ振興くじ助成金交付決定（以下「本件交付決定」といいます。）に基づき、当団体が助成金の交付を受けるに当たり（当該助成金を、以下「本助成金」といいます。）、以下のことを誓約します。

1. 本件交付決定の内容及びこれに付された条件、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱その他関係規程並びにこれらに基づく貴センター理事長の処分を遵守し、これらに従い助成事業を行うこと。
2. 本助成金を当該助成事業に関してのみ使用し、他の用途へ使用しないこと。
3. 本件交付決定が取り消された場合には、受領した本助成金の全部又は一部を返還しなければならないことを認識し、理解していること。
4. 当団体が本助成金の全部又は一部を返還する債務を負う場合には、当該返還債務及びこれに附帯する一切の債務（加算金及び延滞金の支払債務を含みます。以下「本助成金返還等債務」といいます。）につき、関係規程及び貴センター理事長の処分に従って履行すること。
5. 当団体が、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する、運営費交付金、スポーツ振興基金又はスポーツ振興投票に係る収益による助成金（以下、過年度に既に交付された助成金を含み、「スポーツ振興事業助成金」といいます。）の全部又は一部を返還する債務及びこれに附帯する一切の債務（以下、本助成金返還等債務を含み、「交付助成金返還等債務」といいます。）を負う場合において、当団体に対して他に交付されるスポーツ振興事業助成金があるときは、貴センターにより、当該助成金交付債務と交付助成金返還等債務とを相殺することがあることに同意すること。
6. 連帯保証人は、善良な管理者の注意をもって当該助成事業に関する業務を遂行し、また、当団体に上記①から⑤までの義務を遵守させること。
7. 連帯保証人は、上記④に定める本助成金返還等債務につき、当団体と連帯して保証し履行の責めを負うこと。
8. 上記⑥及び⑦の責任は、当該連帯保証人が本誓約書提出日現在有する地位を退任しても引き続き負うこと。また、連帯保証人は、当該助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から１０年が経過するまでの間、住所、電話番号その他の連絡先に変更があった場合には、当団体に通知すること。当団体は、貴センターの合理的な求めに応じて、連帯保証人の連絡先を貴センターに開示すること。

以上

令和　年　　　月　　　日

団体住所

団体名

代表理事氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人

代表理事住所

代表理事電話番号

代表理事氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人

理事住所

理事電話番号

理事氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人

理事住所

理事電話番号

理事氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞